

## 平成29年度 第1回 橿原市男女共同参画審議会会議録

日 時 2017（平成29）年8月4日（金） 午前10時～12時

場 所 橿原市役所 本庁4階 委員会室

出席委員 蘆村修委員、石井誠一委員、奥田英人委員、桐山吉子委員、葛本鈴子委員、  
島本郁子委員、楨村久子委員、榊谷佐千代委員、宮崎修委員、森嶋良一委員

欠席委員 朝岡直美委員、東谷和江委員 (五十音順)

出席者 岡崎副市長、藤井市民活動部長、井原こども未来課長、池田企画政策課長補佐、  
太田地域包括支援課長、奥村市民課長、川田健康増進課長、北場市民協働課長、  
栗原人事課長、五月女産業振興課長補佐、小路福祉総務課長、藤井教育委員会事務局副部長、  
藤田危機管理課長、森本広報広聴課長、森本社会教育課長補佐、安田子育て支援課長補佐、  
吉田人権教育課長

事務局 松村人権政策課長、中村人権政策課長補佐、中川人権政策課統括調整員、  
小島人権政策課主査、(株)オフィス・オルタナティブ（委託機関）

傍聴者 なし

議 題 1. 橿原市男女共同参画事業報告及び事業計画について  
2. 「橿原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版」平成28年度実施状況報告について  
3. 「橿原市男女共同参画行動計画(第3次)」策定に伴う基礎資料並びに骨子案について  
4. その他

資 料 (1) 橿原市男女共同参画事業報告及び事業計画について  
(2) 平成28年度橿原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版 実施状況報告書  
(3) 橿原市男女共同参画にかかる現状について  
(4) 現行行動計画と新行動計画の体系の比較  
※「本審議会 次第」、「橿原市男女共同参画審議会 委員名簿」  
※参考資料1「平成29年度 橿原市男女共同参画行動計画(第3次)策定業務工程表」

午前9時57分開会

**(事務局)**

(開会)

ただ今より、平成29年度第1回檀原市男女共同参画審議会を開催いたします。  
それでは、最初に岡崎副市長よりご挨拶を申し上げます。

**(副市長)**

(挨拶)

**(事務局)**

(委員の紹介)

(資料確認)

それでは議事の進行を榎村会長にお願いします。

=議題1=

**(会長)**

「檀原市男女共同参画事業報告及び事業計画」について事務局より説明をお願いします。

**(事務局)**

資料1に基づき、「檀原市男女共同参画事業報告及び事業計画」について説明。

**(会長)**

「檀原市男女共同参画事業報告及び事業計画」について、何かご意見、ご質問はありませんか。

**(委員)**

資料1 12頁で、女性相談員による電話相談は、第1から第4水曜日、29年6月末までで21件、相談日以外の電話相談20件ということですが、女性相談員は常設されているのですか。DVであれば非常に緊急性があるので、このように相談日以外にも柔軟に対応してもらおうということは非常にありがたいと思います。

また、面接や電話相談で、「知っている所では相談しにくい」と、檀原市以外から相談に来る場合がありますか。

**(会長)**

相談日以外の電話相談を見ると、28年度では年間62件、緊急性の問題もあります。知っているところではなかなか相談しにくい。内訳はわかりますか。

**(事務局)**

まず相談員については、平成27年度からナビプラザに常駐で配置しています。指定日だけであると、すぐに相談したいと電話を掛けてこられる相談者への対応ができない事から、その時に適切に対応できるようにしていくために、常に相談員を配置しております。また、「檀原市以外からかけてくる方もおられるのか」というご質問についてですが、電話では、お名前やお住まいなど個人情報的なことはお聞きしていないので、市内市外について把握していないのが実状です。

**(会長)**

DV相談もこの中に含むのですか。

**(事務局)**

はい。含みます。

**(委員)**

DVの出前講座で中学生にというのは画期的な取組みだと思います。中学生がどんな様子で話を聞いていたのか教えてください。

**(事務局)**

ドラマ化したデートDVの視聴や、生徒によるロールプレイなど、講座内容を工夫して実施していただいている事から、飽きることなく興味をもって聞いてくれました。また、国からは、JKビジネス等による被害防止の注意喚起の通知もあり、早い段階からの周知啓発が必要であると思います。

**(会長)**

中学・高校ということで、生徒だけではなく教職員や保護者にも聞いてもらいたい。今年は保護者向けの出前講座もあったとか。DVだけではなくて男女共同参画のことも積極的に聞かれたということで画期的だと思います。

**(委員)**

デートDVの出前講座は、平成28年度には、櫃原高等学校で1年生から3年生まで1,034名参加して実施されており、また今年度10月には、新しい1年生に対して講座を予定しています。このように毎年連続で受けられるように企画しているのはよいことだと思います。

性虐待については、今は小学生にも被害が及ぶ危険性があるため、加えて話していただけると、被害が少なくなるのではないかと思います。

**(会長)**

今は小学生にも被害が及んでいるということなので、ご検討いただきたいと思います。

=議題2=

**(会長)**

では、2つ目の議案に入ります。

「櫃原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版」平成28年度実施状況報告について、事務局からご説明をお願いします。

**(事務局)** 資料2に基づき、「櫃原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版」平成28年度実施状況報告書について説明

**(会長)**

実施状況報告書の中で、評価に変動のあった3つを取り上げてご説明いただきました。何かご質問、ご意見はありませんか。

9頁は「男女共同参画に関する調査の実施」です。回収率が44.7%と高い。市内事業所調査、女性従業員調査も併せてこれだけの調査をしたというのは素晴らしい。大変貴重な資料になっていると思います。女性従業員の調査も他では少ないので、これも回収率は24.1%あり、全体的に回収率が高い数字なので貴重な資料になるだろうと思います。

28頁の「女性のエンパワメント支援」、「女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催」、これは“A”から“B”になったということですから。

また、67頁の「性的少数者の人々への理解の促進」というところで何かご意見ご質問はありませんか。

「女性のためのチャレンジ相談会」は、起業を目指す女性や起業して間もない女性のための相談会ということですが、講座ではなくて具体的に相談だけをするという内容だったのですか。この相談の前に、起業に関係する講座などは行っていたのですか。

### **(事務局)**

今回の起業相談会については、「就職面接会」と併せたものなので、講座などは実施しておりません。また、今年度においては、10月初旬に、起業を始めたい方への講座を予定しております。

### **(会長)**

「起業自体がどういう内容か」というのは、一般的にはわかりにくい。「どこかに働きに行く」というのはわかりやすいけれど、起業というのはいろいろなレベルがあるし、今は「ネットで自分の作ったものを売る」起業もあります。

「起業ってどんなものかな？」が先にあれば、また広がったかなと思います。起業は自分自身が経済的責任を負うことでもあって、「働きに行く」というのとは違うので、何か始めにあったほうがよかったかもしれないと思います。

また、28頁の下の問題点2に「家事や育児に時間を割いている若年層の女性に対して学習機会の提供が少ない」と書かれていますが、いろいろな講座を開催される中で、世代などは把握されているのでしょうか。それで少なかったということですか。

### **(事務局)**

昨年度講座は、あまり若い世代の方々に参加してもらえなかったのが実状です。起業といってもピンとくる方も少ないと思うので、当課からチラシを出す時には、若い人にも興味を持ってもらえるよう、テーマや講座名等を工夫して実施していきたいと思います。

### **(会長)**

若い層といっても、本当に赤ちゃんレベルで子育てしている人と小学生とでは世代が違うと思います。最近は赤ちゃん連れで、横で遊ばせて自分たちで何か勉強会をやるとかいうのもある。保育付きの講座や子ども連れでママたちが勉強するのはけっこう増えているように思います。むしろそういう人たちのほうがコミュニケーションを求めていると思います。

### **(事務局)**

起業に関する事柄についてご意見を頂戴しました。次回の行動計画の中でも、やはり女性活躍推進法を受けて、女性の方の就労のあり方ということが大きなポイントになってきています。今後我々としては、子育て中の方々を対象にして、いきなり起業するのではなく、例えば起業の前段階で自分たちの活動が社会活動にも貢献してなおかつビジネスにもなるとか、ある意味そういう地域コミュニティの中での経済的な部分ということも考えられます。やはりその前段階で例えばNPOを作ってそこから起業していくようなプロセスもあると思うので、今後もういわゆる女性のエンパワメント、特に就労起業の面についてはその前段階として、今おっしゃっているような講座についても取り組んでいきたいと考えています。

### **(会長)**

子育て期に関係するような方が来ておられたらいかがでしょうか。

### **(子育て支援課)**

子育て支援課では、お母様とお子様だけの世帯、或いはお父様とお子様だけの世帯の方々への自立支援のための事業を設けております。

自立支援のプログラム、就職をするためのプログラムを作成し、ハローワークと連携しながら就業までをサポートするという事業をしております。また、これらの世帯の親御さんの自主的な能力を活かす取り組みを支援する自立支援給付金の業務なども行っています。

**(委員)**

女性チャレンジの起業ということで、榎原商工会議所でも関わっているので説明します。

市の支援をいただいて創業塾を実施していますが、受講対象者は男女の区分を設けておりません。

ただ、受講実態で申しますと、女性の多くは美容関係の創業を、男性の多くは飲食業の創業を目指しているという状況にあります。創業塾自体は、男女問わず榎原市内の起業の活性化のために、榎原市内で働いていただくことを目的に支援しています。

市は、こうした状況を参考に、次の施策に生かしてもらえたらと思います。

**(会長)**

起業というのは男女問わずですけども、今のお話だと商工会議所の創業塾は、商工会議所だけなのか、市と連携されているのかどちらですか。

**(産業振興課)**

創業塾については、商工会議所で実施していただいている事業になります。2月1日、人権政策課が創業に関するチャレンジということで、大和信用金庫で相談会を実施しました。3月17日には、起業家向けの創業塾ということで、女性の講師を迎えて「創業に関する基本セミナー」を実施しました。女性の参加者もおられます。

**(会長)**

これだけの報告だと、今のような全体像がみえてこない。既に男女問わず創業塾をしていて女性も参加しています。女性のためのチャレンジ相談会だけを取って見たら「すごく人数が少なく」見えてしまうので、「商工会議所や産業振興課と連携している」など、書き方を工夫したほうがよいと思います。

若年層の方が赤ちゃん連れで勉強したりするために、保育スペースはありますか。

**(事務局)**

保育スペースとしては、ナビプラザでの講座開催時は、3階こども広場で、また他の場所で開催する時には、講座会場とは別に保育スペースを確保させていただいております。

ただ、親子一緒に受講いただきたい講座等については、ナビプラザ4階男女共同参画広場では、同じフロアに市が実施している各相談室があるため、子ども連れでにぎやかにできるスペースでないのが実状です。

**(会長)**

67頁の「性的少数者の理解の促進」というところは“C”から“B”に上がったという説明でしたが、ここについてご質問、ご意見はありませんか。

**(委員)**

LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）については、一般の人には、理解が進んでいますが、小学校では、どの程度の内容で対応されているのでしょうか。

**(教育委員会事務局)**

小学校では、具体的に「こういうことを知っているか」というアンケートや統計はとったことがないので、その辺の数値は出ていないというのが実情です。

**(事務局)**

人権に関わる市民意識調査についても、昨年度実施しました。対象としては外国人の方も含めて3,030名の方を対象に、4割の回収を得ています。その中の人権に関わる個別案件として、性的マイノリティ、LGBTについても尋ねました。

その結果、「小学生の方がどれくらい知っているか」は、直接の回答にはなっていないかもわかりませ

んが、このアンケートの結果によりますと、約8割の方がLGBT、性的マイノリティという言葉を知っているという認知の回答を得ています。これも一応我々が分析した結果の一つとして報告したいのですが、橿原市の議会で、かつて性同一障害を抱える人たちが普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書というのものがかつて全会一致で意見書を出したというようなこともかなり影響があると認識しています。

**(委員)**

この問題は橿原市だけでなく国の基本の教育施策の根本に関わる問題だと思うので、他市の動向を見ながら全体的に進めていただければと思います、質問させていただきました。

**(会長)**

67頁の講師のところに、(教職員のためのセクシュアル・マイノリティサポートブック制作実行委員)とありますが、この組織はどのような組織ですか。先生たちの集まりとか、一般的な団体なのか全国組織なのか。

**(人権教育課)**

講師は県内の小学校の教師をしていた方で、男女共同参画の研究を進め、LGBT・性的少数者の問題についても深く研究し、子ども達にも教職員自身にも研修をすることが必要だということで取り組みをしてきた方です。その方たちを中心に奈良県の人権教育の研究会等で部会を作って研究を進めてこの本を作られたと聞いています。

**(会長)**

奈良県の先生を中心にサポートブック制作実行委員会を作っているということですか。

**(人権教育課)**

そのように聞いています。

**(会長)**

実行委員会はどういう位置づけのものを教えてほしい。私的に志を持って考えている方々がされているのか、県の教職員の中での部会でやっているのか、全国的にそういうものができつつあるのか、その辺を教えてください。

**(人権教育課)**

出発点は、研究会の中から先生方を中心にされていたということです。

**(委員)**

セクシュアルマイノリティについて、子どもに話すのはすごく難しいと思います。中学・高校生になると、自分の性に対する認識、自分の身体の性と、頭の中で考えている性のギャップが起こるといったことだと思います。自分の身体に合ったトイレを使えなくなったり、そういう時にいじめが生じたりする可能性があるのです、私は、生徒への啓発も必要ですが、教職員への啓発が必要だと思います。

**(人権教育課)**

橿原市でも、人権教育研究会という教職員の研修をしている研究会があり、昨年度も講師を招いて、研修を行っています。今後も教職員の研修を更に深めていきます。

**(委員)**

69頁の「思春期相談の充実」は、どうして“C”のままというのが続いているのですか。

**(事務局)**

ここに載っている報告においては、県立高校でのデートDVを開催し概ね好評でしたが、思春期における悩みの相談窓口の周知にまだ改善の余地があるということで“C”評価としました。

(委員)

改善の余地があるということはどんなことですか。

(事務局)

こちらの実施状況報告書に掲載しております思春期相談については、平成27年度まではナビプラザで思春期相談の窓口を開設させていただいておりました。しかしながら、開設時からの相談内容等、経過を見ていたら、男性によるいたずら目的の電話が多いのが実状であったことから、平成27年度に思春期相談の窓口としては、一旦閉鎖させていただきました。

そこで、思春期相談窓口としては、出前講座の開催時に、生徒に直接、相談窓口を掲載したリーフレットを配布し、別の方法で周知させていただいております。

(委員)

「窓口を閉鎖する」ということで“C”になるのですか。

(会長)

新しく計画を見直していく時に、「こういう方法では難しい」とか、立て方が悪いこともあるので、それはそれで次の計画の時に見直していけばいいことかなと思います。

(委員)

この報告については今のところ何もありません。

DV被害者に関する具体的なアドバイスの仕方がわからないことがあります。今回の報告事項から何かヒントを得られればと思って模索しています。

### ＝議題3＝

(会長)

議題3について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「橿原市男女共同参画行動計画（第3次）」の策定に伴う基礎資料並びに骨子案について説明

(会長)

調査の結果、現状から見えてきたことと、これから新しい行動計画を作る時の柱建てを関連付けてご説明いただきました。全般についてご質問ご意見はありませんか。

(委員)

資料3の30頁「女性が働き続けるために必要なこと」（女性従業員調査 問19）の「その他」の内容について教えてください。また、「資料4の基本目標Ⅳ－（9）は『困難を抱える人々が安心して暮らせる』に変える」ということでした。体系の（9）－1で、“困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援”となっていますが、“困難を抱える”というのはどの程度のことまで把握すればいいでしょうか。

(会長)

資料3の30頁、図表38の「その他」についてはどうですか。

(事務局)

調査票の項目は、「その他（具体的に）」となっています。詳細については資料が手許にないので、後日整理して報告させていただきます。

(会長)

資料4の右側Ⅳ(9)-1“困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援”については。

(事務局)

第2次改訂版の56頁、基本目標Ⅳ(11)-1、ここでの主な事業として掲載しております、NO.81の「様々な形態の家族」、NO.83,84の「高齢者、障がい者の方」、そして、今回の計画には、第2次改訂版では、(11)-3として挙げておりました「外国人の方」も含めています。また、今回の第3次計画では、国の第4次基本計画に挙げられております貧困など生活上の困難に直面する女性や子ども等への支援も加えていきたいと考えております。

(委員)

表記の仕方について。第2次の改定版では“社会的に不利な立場にある人”が、施策の方向にあり、“困難を抱える人々”、“ひとり親家庭”、“外国人女性”が具体的施策という作り方ですが、今回の第3次行動計画では、“困難を抱える人々”が、施策の方向にきて、そのあとの具体的施策に“困難を抱える人々”と“ひとり親家庭”となっており、“困難を抱える人々”が重なっています。この表記の仕方はどうでしょうか。

(会長)

“困難を抱える”というのはかなり概念が広いので、それが施策の方向と具体的施策の中で同じ言葉になっているということですね。

(事務局)

「前回、施策の方向は“社会的に不利益な立場にある方”だったが、今回は、施策の方向と具体的施策がどちらも“困難を抱える人々”で、イコールになっている。施策の方向の部分はもう少し大きな方向性を示した方がいいのではないかと。前回の記述の仕方のほうが適切ということでしょうか。

(委員)

書き方として、“困難を抱える人々”という言葉に変えていくという話かなと思ったので。そうすると、「“困難を抱える人々”がどういう人なのか」というのは、次の具体的な施策のところに表記されてくると思いました。

(事務局)

具体的施策の表題として、例えば「高齢者の方々、障がい者の方々、外国人の方々」など具体例を挙げた形で書くほうが望ましいということですか。

(委員)

その方が明確だと思います。

(事務局)

ご意見を踏まえて、施策の方向については前回の“社会的に不利な立場にある人”を“より困難な方々への支援”ということでの方向性を示します。そして、それに対する具体的施策では、今の例示的な表現を加えた形でよりわかりやすい形に改めることを検討します。

(会長)

“ひとり親家庭支援”だけが特別に枠に入っているのが目立ちますね。子どもの貧困はひとり親家庭に多い。どういうふうに整理していけばよいかは検討課題ということでしょうか。

(委員)

女性活躍推進計画をこの1項目に入れてよいのでしょうか。少なくとも女性活躍推進法は、自治体と300人以上の企業には義務づけ、その他の企業は努力義務規定だったと思うけれども、大きく分けて“仕



事と暮らし”という意味合いだったと思います。

Ⅲにあたるのは、企業体としては大丈夫だろうと思うのですが、実際これですべて収まるのか。例えば女性のエンパワメントとかひとり親家庭も当然入ってくるだろうと思うので、自治体としてはⅡも関わるのではないかと、その辺りをもう少し体系的に検討してください。

(会長)

他の自治体で女性活躍推進計画を別途作っているところもありますが、新しく行動計画を作る時に含めてしまう自治体もあるので、ここでは含有することになるかと思います。

(委員)

外国人女性の方は表記されていませんが、これはどうするのですか。

(事務局)

書き方については事務局で検討します。

(委員)

第3次行動計画の体系Ⅰ－(1)「男女平等意識の浸透」で、具体的施策に“男女平等”という言葉を入れているのは、アンケート調査で「男性は家族を養い働く」という結果に基づいてのことでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通りです。男女平等意識についての今回の調査結果で、女性は不平等感を随分持たれていることが明確になったことから、そのような文言に変えさせていただきました。

(会長)

他にご意見はありませんか。

(事務局)

補足説明。第3次行動計画の体系のⅣ－(9)「困難を抱える人々が安心して暮らせる環境整備」について。前回の「社会的不利な立場にある人が安心して暮らせる環境整備」では3本立てだった具体的施策を、今回は2本にまとめました。先ほどご指摘のあった「施策の内容として、“困難を抱える人々”はこれだけではわかりにくい」については、ご意見を踏まえて精査します。

(9)－2「ひとり親家庭の支援」については、人権問題の意識調査の中でも子どもの貧困は数値的に多く、“貧困の連鎖”という事案が比重を占めており、このような社会的な実態も踏まえたうえで、“ひとり親家庭への支援”を今後の計画に謳い込んでいけたらという思いで、特に個別に設けています。

(委員)

アンケート調査で、男女の不平等の実態がよくわかりました。今後に期待しています。

(委員)

「ひとり親家庭への支援」では、子どもが貧困、いじめなどで苦勞している話も聞いているので、これからも取り組みを続けてください。

また、各地で水害や災害等が発生しており、災害時における防災リーダーに女性がまだまだ少ない。現場で女性の方が苦勞されているという話も聞いているので、そのようなところにも力を入れてほしいと思います。

(会長)

よいご指摘をいただきました。これは各地で課題になっています。昼間、男性はサラリーマンで出ているところもあったり、女性子ども特有の災害の困難もあったり。防災リーダーは必要です。

防災における男女共同参画の推進はこれまでになく大きな課題です。

**=議題4 =**

**(会長)**

議題4. その他について説明をお願いします。

**(事務局)**

「今年度樫原市男女共同参画行動計画（第3次）に伴う行程スケジュール」について説明。

参考資料1 「平成29年度 樫原市男女共同参画行動計画（第3次）策定業務 工程表」

**(会長)**

これで、第1回男女共同参画審議会を終了させていただきます。

午前12時02分閉会